

第5類 給 与

第1章 報酬・費用弁償

○石狩川流域下水道組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例

制 定	昭和60年11月30日	条例第10号
改 正	昭和63年3月1日	条例第1号
	平成2年2月20日	条例第1号
	平成4年2月29日	条例第1号
	平成6年3月3日	条例第2号
	平成8年12月17日	条例第3号
	平成11年3月30日	条例第6号
	平成17年3月11日	条例第1号
	平成20年12月22日	条例第2号
	平成28年3月25日	条例第1号
	令和5年3月27日	条例第2号
	令和7年3月31日	条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第203条及び第203条の2の規定に基づき、石狩川流域下水道組合（以下「組合」という。）の議会の議員（以下「組合議員」という。）、監査委員（構成市町の常勤の監査委員を除く。以下同じ。）及びその他の特別職の職員で非常勤の者に対して支給する議員報酬及び報酬並びに費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 組合議員、監査委員及びその他の特別職の職員で非常勤の者（以下「組合議員等」という。）が職務に従事したときは、議員報酬又は報酬を支給する。ただし、組合議員が構成市町の長である場合は、この限りでない。

2 前項の規定により支給する議員報酬又は報酬の額は、別表のとおりとし、その職務に従事した都度速やかに支給する。

(旅行による費用弁償)

第3条 組合議員等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（平成11年滝川市条例第12号）に定める級別区分1級による額とし、その支給方法等については同条例の例による。

(会議出席等の費用弁償)

第4条 前条に規定するもののほか、組合議員等で居住地から目的地までの距離が2キロメートル以上あるものが、組合の議会の招集等に応じ組合の議会等に、出席し、又は職務に従事したときは、費用弁償を支給する。ただし、構成市町の公用車を使用してした場合はこの限りでない。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、鉄道運賃及びバス料金相当額とする。

(重複支給の禁止)

第5条 同一の日に2種以上の職務に従事し、又は会議に出席したときは、会議出席の費用弁償は、重複して支給しない。この場合において、その額が異なるときは多い方の額を支給する。

(費用弁償の支給時期)

第6条 前3条に規定する費用弁償は、旅行の場合は請求を待ってこれを支給し、会議の場合はその都度支給する。ただし、都合によって繰り延べて、又は一括して支給することができる。

(施行細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年11月30日から施行する。

附 則（昭和63年3月1日条例第1号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年2月20日条例第1号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年2月29日条例第1号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月3日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月17日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月30日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の議会の議員及び監査委員の費用弁償に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月11日条例第1号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月25日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月27日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の石狩川流域下水道組合の議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表（第2条第2項関係）

職名		支給区分	議員報酬又は報酬の額
1	議員	日額	6,800 円
2	監査委員	日額	6,800 円
3	情報公開・個人情報保護審査会委員	日額	10,100 円